**岩手県身体障害者相談員連絡協議会会則**

（目的）

第1条　岩手県身体障害者相談員連絡協議会は（以下「連絡協議会」という）身体障害者相談員（以下「相談員」という）の相互連絡を緊密にし、身体障害者相談員事業にかかわる諸問題について協議、検討、情報交換等を行い、相談員の資質向上を図り、相談員活動の振興と発展に資することを目的とする。

（事務局）

第2条　事務局は盛岡市三本柳8-1-3、社会福祉法人 岩手県身体障害者福祉協会内に置く。

（会員・組織）

第3条　連絡協議会は、県内の相談員を会員として組織する。

（事業）

第4条　この連絡協議会は、次の事業を行う。

１．相談員相互の連絡調整、情報交換

２．相談員の講習会、研修会の開催及び調査研究

３．その他目的達成に必要と認められる事業

（役員）

第5条　連絡協議会に次の役員を置く。

　　　　会　長　　1名

副会長　　1名

理　事　　１０名～１５名

監　事　　2名

（役員の選任）

第6条　連絡協議会の役員は次により選任する。

　　２．会長は、岩手県身体障害者福祉協会会長がこれに当たり、副会長は理事会の同意を得て会長が委嘱する。

　　3．理事は、地域選出により選任する。

　　4．監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

（役員の職務）

第7条　役員は、次の職務を行う。

２．会長は、連絡協議会を代表し、この会を総括する。

３．副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

４．理事は、会務の執行にあたる。

５．監事は、連絡協議会の会計を監査し、理事会並びに総会に報告する。

（役員の任期）

第8条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠により選出された役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（会議）

第9条　連絡協議会の会議は、総会及び理事会とする。

２．会議は、必要に応じて会長が召集する。

（１）総　会

　　イ．総会は、年1回、会員の出席者の構成で開催し、議長は出席者の中から選出する。

ロ．総会では、事業計画・収支予算、事業報告・収支決算、会則の改正、その他連絡協議会が必要を認めた事項を審議し決定する。

ハ．総会における議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（２）理事会

イ．理事会は、理事の出席者の構成で開催し、会長が議長となる。

ロ．理事会は、総会提案事項、役員の選任、その他必要と認められる事項について審議し、決定する。

ハ．理事会における議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（会計）

第10条　連絡協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

２．連絡協議会の運営費は、会費及び寄付金、その他の収入を持って充てる。

３．連絡協議会の会費は、相談員1人当たり年間1,000円とする。

４．会費の納入方法については、別に定める。

（附則）

第11条　連絡協議会の運営について、この会則に定めのない事項については、理事会の議決を経て別に定める。

2．この会則は、平成12年4月1日から施行する。

3．この会則は、平成22年２月２５日一部改正、平成２２年４月１日より施行する。

4．この会則の一部改正は、平成２５年２月２８日より施行する。

5．この会則の一部会則は、平成２６年９月11日より施行する。